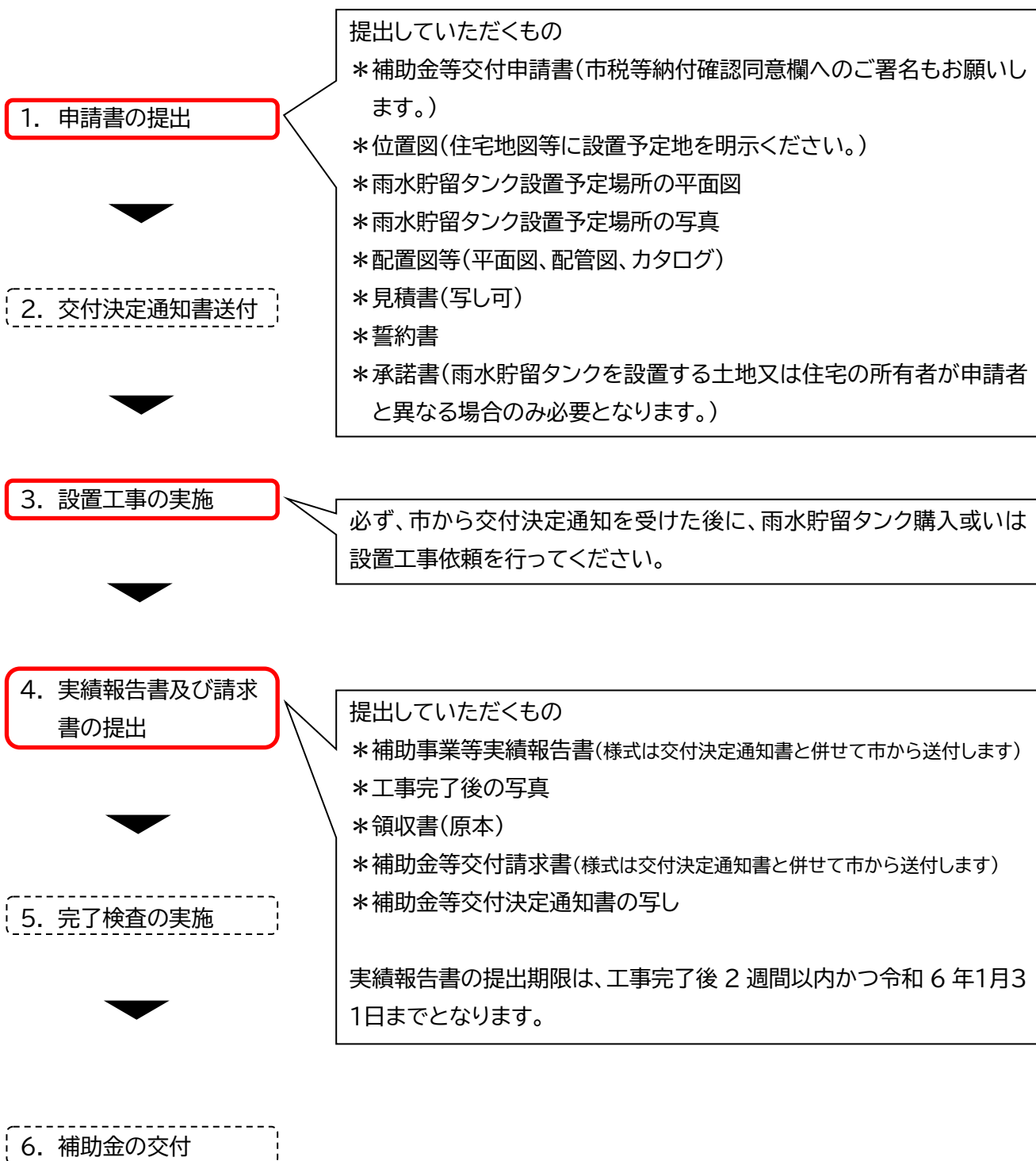


## 雨水貯留タンク設置補助金の申請について

【手続きの流れ】

下図の      は申請者が、     は市が行う内容です。



## 【注意事項】

- ① 補助金額の対象は、本体価格、接続及び設置に係る管材料価格、本体設置及び管接続工事費、消費税の合計額となります。  
雨水貯留タンクからの散水ポンプ施設、雨水貯留タンクの基礎ブロック、及び転倒防止用金具等の付帯設備については、対象外となります。
- ② 必ず、市から交付決定通知を受けた後に、雨水貯留タンク購入及び設置工事依頼を行ってください。実績報告書に添付する領収書は、交付決定通知日以前の日付のものは認められませんのでご注意ください。
- ③ 交付決定後に、当初の申請内容(申請額、タンクの種類、及び設置の住所等)から変更が生じた場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。  
変更内容に応じた形で、雨水タンク購入及び設置工事依頼を行う前に補助事業等変更等申請書により申請を行っていただく必要があります。  
また、申請を取り下げる場合についても、同様式により中止の申請してください。
- ④ 実績報告書及び請求書の提出は、工事完了後 2 週間以内かつ令和 6 年 1 月 31 日(水)までに必ず行ってください。
- ⑤ 実績報告書及び請求書の様式は、交付決定通知書と併せて市から送付します。

## 【お問い合わせ・お申込み先】

〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号 下水道課  
三田市 上下水道部 下水道課 業務係  
電話 559-5120 FAX 559-0440